

持続可能な都市・地域計画の原則の応用可能性 -長崎県平戸市を事例として-

九州大学工学部 学生会員 ○大西里奈

九州大学大学院 正会員 秋本福雄

九州大学大学院 正会員 梶田佳孝

1. はじめに

2007 年、日本弁護士連合会により「持続可能な都市をめざして都市法制の抜本的な改革を求める決議」が提案され、現行都市計画・建築法制を「土地利用、建築、都市交通、景観など都市に関連するすべての事項を対象とし、それらについて統合的に対処する」ことが求められた¹⁾。2006 年度の国土交通白書ではコンパクトなまちづくりを推奨している²⁾。しかし、海道は「コンパクトシティは大都市を対象としており中小都市では適応できない」として³⁾日本におけるコンパクトシティの効果について疑問を投げかけており、コンパクトシティの取組みが持続可能な都市の構築に寄与するか疑問が残る。

一方、アメリカでは 1973 年にオレゴン州で成長管理政策が採られ⁴⁾、1991 年には 6 名の建築家によりアワニー原則が発表された⁵⁾(表-1)。アワニー原則は地域原則として 4 つ、コミュニティ原則として 15 の条項が挙げている(以下、地域原則を APR、コミュニティ原則を APC とし、条項を- の後に表記する)。

本研究は日本における持続可能な都市の構築を目指し、持続可能な都市・地域計画の原則であるアワニー

原則の応用可能性を計画、規制・事業に照らし検討する。これに際し、人口 38389 人⁶⁾の島からなる地方都市である長崎県平戸市を研究対象とする。

2. 地域原則の応用可能性

平戸市は長崎県の北西端に位置し、平戸島を含む有人島及び九州本土北西部の沿岸部に位置する田平と周辺の多数の島々から成る。全体に平坦地の少ない起伏に富んだ地形、各所に岬が突出した複雑な海岸線を有する⁷⁾。国土利用計画法に基づく土地利用は都市地域 11.6%、農業地域 80.6%、自然公園地域 20.6%であり^①(図-1)、全域を景観計画区域としている(図-2)。原則に示す地域を旧市域(図-3)と考えると、海に隔たれているため、APR-2 と一致していると言える。平戸市における計画では APR-1 のような公共交通との結合及び統合的な計画が見受けられない。APR-3 における都市の核を人口集中が見られ、唯一用途地域が決定されている平戸都市計画区域と考える。平戸都市計画区域には市役所、平戸城、資料館が位置している。APR-4 に示されている建設素材と方法は景観計画における行為の制限によって誘導を図ることも可能であるが、法的

表-1 アワニー原則^②

	条項	条項
地域 の 原則	APR -1 地域の土地利用計画の構造は、高速道路よりも公共交通の周囲に作られる大規模な交通ネットワークと統合されなければならない。	APR -2 地域は自然条件によって決定される緑地帯又は野生生物のコリドーの継続的システムによって囲まれるべきである。
	APR -3 地域の機関とサービス(政府、スタジアム、博物館等)は、都市の核に位置すべきである。	APR -4 建設素材と方法は、地域に特有で、地域の性格とコミュニティの個性の発展を促進するように歴史と文化の連続性、風土との適合性を表現すべきである。
コ ミ ュ ニ ティ の 原則	APC -1 すべての計画は住宅、商店、勤務先、学校、公園、公共施設など、住民の生活に不可欠なさまざまな施設・活動拠点をあわせ持つような多機能で、統一感のあるものとして設計されなければならない。	APC -2 コミュニティの大きさは住宅や職場、その他日常生活に必要な施設が相互に気軽に歩いて行ける範囲内に設計されなければならない。
	APC -3 できるだけ多くの施設や活動拠点が公共交通機関の駅・停留所に簡単に歩いて行ける距離内に整備されるべきである。	APC -4 さまざまな経済レベル、年齢の人々が、同じコミュニティ内に住むことができるように、コミュニティ内ではさまざまなタイプの住宅が供給されるべきである。
	APC -5 コミュニティ内の住民が働けるような多くの仕事の場が、コミュニティ内にあるべきである。	APC -6 コミュニティの場所や性格はより大きな交通ネットワークと調和のとれたものでなければならない。
	APC -7 コミュニティは商業活動、市民サービス、文化活動、レクリエーション活動などが集中的になされる中心地を保持しなければならない。	APC -8 コミュニティは、配置とデザインによって頻繁な利用が促進される広場、緑地帯、公園といった特定の十分なオープンスペースを保持しなければならない。
	APC -9 公共スペースは日夜いつでも人びとが興味を持って行きたがるような場所となるよう設計されるべきである。	APC -10 それぞれのコミュニティや、相互に関連して一体と見做されるコミュニティは、開発から恒久的に保護される農業グリーンベルト、野生生物のコリドー等の明確な境界を持たなければならない。
	APC -11 道路は相互に緊密なネットワークを保持し、興味をそえられるようなルートでなければならない。それらの道は建物、木々、街灯など周囲の環境に工夫を凝らし、徒歩や自転車の利用が促進されるようなものでなければならない。	APC -12 コミュニティの建設前から敷地内に存在していた、天然の地形、排水、植生などは可能なかぎり元の自然のままの形で保存されるべきである。
	APC -13 すべてのコミュニティは、資源を節約し、廃棄物が最小になるように設計されるべきである。	APC -14 自然の排水の利用、干ばつに強い地勢の造形、水のリサイクリングの実施などを通じてすべてのコミュニティは水の効果的な利用を追求しなければならない。
	APC -15 エネルギー節約型のコミュニティをつくりだすために、通りの方向性、建物の配置、日陰の活用などに充分な工夫を凝らすべきである。	

拘束力に欠けている。



図-1 土地利用図⁽³⁾

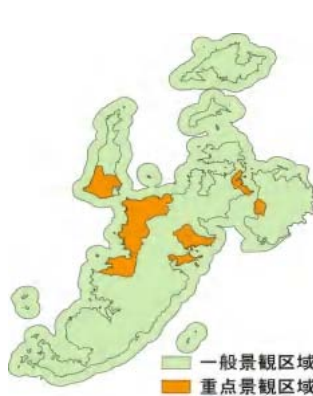


図-2 景観計画区域⁽⁴⁾



図-3 旧市(2005年合併前)



図-4 小学校区⁽⁵⁾

3. コミュニティ原則の応用可能性

平戸市の計画において市内をコミュニティと呼べる単位に区別するものはない。このため、本研究の対象とするコミュニティ単位を近隣住区論に基づき小学校区とする。特に、都市機能の集中が見られる平戸小学校区、白地地域である津吉小学校区、農業地域である紐差小学校区、自然公園地域及び重点景観計画区域に指定されている獅子小学校区を検討対象とする(図-4)。

応用可能性の検討結果を表-2 に示した。APC については、平戸小学校区で都市計画区域が大半であるように単一の計画が大部分を占めるため、原則との対照が比較的容易であった。オープンスペースの確保は計画中に記述が見られたが、水や資源、エネルギーの効率的な利用の概念は見受けられなかった。都市計画区域に関してはマスタープランによる方針を規制・事業によって実現できているかが問題となる。農業地域では農用区域域にかかる規制、自然公園区域では自然公園法に基づく行為規制により、原則実現が可能である。

4. おわりに

APR に関して、平戸市は海岸線を明確な地域境界と

表-2 コミュニティ原則の検討

	平戸小学校区			津吉小学校区			紐差小学校区			獅子小学校区		
	計画	規制	事業	計画	規制	事業	計画	規制	事業	計画	規制	事業
APC-1	×	-	-	×	-	-	×	-	-	×	-	-
APC-2	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
APC-3	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
APC-4	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
APC-5	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
APC-6	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
APC-7	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×
APC-8	○	×	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○
APC-9	○	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×
APC-10	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○	×
APC-11	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×
APC-12	○	×	×	○	×	×	×	○	×	○	○	×
APC-13	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
APC-14	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
APC-15	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○: 該当項目あり ×: 該当項目なし

し、平戸都市計画地域を都市の核として機能させている。しかし、地域の土地利用計画は公共交通に結びつく交通ネットワークと結合しておらず、現況はAPR-1 に即していない。APR-4 の実現を担保する計画、規制も存在しないため、今後はどのように原則実現を担保するかが課題となる。APC については、緑地に関する原則は自然公園や農業地域の規制、都市計画マスタープランの緑地に関する記述から応用可能性があると言えるが、APC-13~15 のように原則の概念自体が計画に見られないものもある。

また、都市マスタープランや総合計画に示されているような観光等の外部からの影響は原則には示されていないが、それらを含む系として持続可能な都市の構築を試みることも必要である。

補注

- (1) 平成 17 年度国勢調査、都市計画年報平成 20 年(2008)、平戸市農業振興地域整備計画書、西海国立公園 平戸・九十九島地域管理計画書を基に筆者が算出
- (2) Local Government Commissionより筆者が訳出 (<http://www.lgc.org/ahwahnee/principles.html>)
- (3) 国土数値情報より筆者が作成
- (4) 平戸市景観計画より筆者が作成
- (5) 平戸市例集より筆者が作成

参考文献

- 1) 日本弁護士連合会ホームページ (http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/hr_res/2007_3.html)
- 2) 国土交通省「平成 18 年度 国土交通白書」2006 年
- 3) 海道清信「コンパクトシティ - 持続可能な社会の都市像を求めて」学芸出版, 2001 年
- 4) (財)自治体国際化協会「米国の成長管理政策(2) - 州政府編 -」CLAIR REPORT NUMBER 068, 1993 年
- 5) Local Government Commission (<http://www.lgc.org/ahwahnee/principles.html>)
- 6) 平成 17 年度国勢調査
- 7) 平戸市都市計画課「平戸市景観計画」平戸市, 2009 年